

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省 都市局 まちづくり推進課）

項目名	特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	(1) 現行制度の概要 令和6年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。		
		特別償却率	税額控除
	投資時期	R3. 4. 1～R6. 3. 31	R3. 4. 1～R6. 3. 31
	機械・装置	50%	15%
	建物・構築物	25%	8%
	(2) 要望の内容 本特例措置の適用期限（令和6年3月31日）を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。		
	【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法第37条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条、第17条の2 ○同政令第12条の2、第17条の2	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

(1) 政策目的

地震・津波被災地域では、第2期復興・創生期間において復興事業がその役割を全うすることを目指し、総仕上げの段階に入っている。著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。

(2) 施策の必要性

「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被災地地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第2期復興・創生期間においても、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ずる必要がある。

①人口の状況

岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており（R5.4.1 人口推計/H22 国調人口：3県沿岸等 88%、全国平均 97%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、女川町 61%、南三陸町 67%、大槌町 68%、山元町 70%、山田町 73%等）

②事業活動の状況

企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86%（R2.10）、宮城県 80%（R3.3）、福島県 85%（R5.6）となっており、中小機構仮施設入居事業者等状況調査（R5.3）によれば、仮施設入居事業者の今後に関して（回答事業者数 82 者）、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 7 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 14 者いるという状況にある。

③雇用の状況

岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており（R3 経済センサス/H22 工業統計：3県沿岸等 86%、全国平均 97%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、松島町 35%、女川町 41%、田野畑村 53%、大槌町 54%、陸前高田市 62%等）

④面整備の状況

事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和6年度以降、約 106.8ha の供給予定（R5.5）となっている。

また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月時点で約7割だったところ、令和4年9月末時点では96%と上昇しており、復興道路・復興支援道路が令和3年12月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・復興は着実に進展している。

企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに2～3年程度を要することが一般的であり、公共インフラの復旧・復興を契機とした事業再開等は令和6年度以降も見込まれる。

こうした被災地における経済社会情勢を踏まえると、被災地の経済活性化に必要な産業の本格的な復興については引き続き取り組まなければならない課題である。

このため、令和6年度以降も事業者等の設備投資を支援し産業復興の下支えをすることは依然として必要であり、本特例措置を令和8年3月31日まで2年間の延長を要望する。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（抄）（令和元年12月20日閣議決定）</p> <p>Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>（2）法制度</p> <p>① 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。 <p>■令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>2. 復興期間</p> <p>復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和3年3月9日閣議決定）（抄）</p> <p>1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>（1）地震・津波被災地域</p> <p>地震・津波被災地域においては、（中略）産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、（中略）今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。</p> <p>（2）原子力災害被災地域</p> <p>原子力災害被災地域においては、（中略）帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、（中略）段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。</p> <p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「（1）復興支援に係る施策の推進」</p> <p>■国土交通省政策目標 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 政策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
		政策の達成目標	沿岸地域等（復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内。以下同じ。）において設備投資を行う事業者の増加とそれに伴う雇用機会の確保等。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	令和4年度までの復興特区法第37条に基づく指定の件数は以下のとおり。 件数（令和5年3月末）（沿岸地域等に限る。） 法人 1,840件 個人 483件（合計2,323件）

有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>38件</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>20件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>2年計</td> <td>58件</td> <td>46件</td> </tr> </table> (合計 104 件)		法人	個人	令和6年度	38件	30件	令和7年度	20件	16件	2年計	58件	46件
		法人	個人											
	令和6年度	38件	30件											
	令和7年度	20件	16件											
2年計	58件	46件												
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、沿岸地域等における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物への設備投資を促進し、雇用機会の確保等に資することができる。													
当該要望項目以外の税制上の措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特区法第 38 条、第 39 条及び第 40 条）													
相当性	<table border="1"> <tr> <td>予算上の措置等の要求内容及び金額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</td> <td>—</td> </tr> </table>	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—									
予算上の措置等の要求内容及び金額	—													
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—													
要望の措置の妥当性	本特例措置の延長は、復興推進のため地域に集積を目指す業種かつ事業の用に供されたことのない新規の設備投資に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。													
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	令和4年度までの沿岸地域等における復興特区法第37条に基づく指定の件数は以下のとおり。（令和5年3月末） 法人 1,840 件 個人 483 件（合計 2,323 件）												
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—												
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、沿岸地域等において、設備投資を促進し、雇用機会の確保等に資することができる。												
	前回要望時の達成目標	沿岸地域等において投資を行う事業者の増加。												

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>個人事業者の件数は見込みを達成しているが、法人は見込みを達成できていない。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、法人による機械等の新規取得が進まなかったことによるものと考えられる。</p> <p>○前回要望時の見込み（指定件数）</p> <table border="1" data-bbox="564 371 1477 604"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>75件</td> <td>13件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>60件</td> <td>8件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>48件</td> <td>5件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年計</td> <td>183件</td> <td>26件</td> <td>209件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○令和3、4年度の実績（同）</p> <table border="1" data-bbox="564 667 1324 808"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度（実績）</td> <td>48件</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度（実績）</td> <td>22件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table>		法人	個人	合計	令和3年度	75件	13件		令和4年度	60件	8件		令和5年度	48件	5件		3年計	183件	26件	209件		法人	個人	令和3年度（実績）	48件	17件	令和4年度（実績）	22件	6件
	法人	個人	合計																												
令和3年度	75件	13件																													
令和4年度	60件	8件																													
令和5年度	48件	5件																													
3年計	183件	26件	209件																												
	法人	個人																													
令和3年度（実績）	48件	17件																													
令和4年度（実績）	22件	6件																													
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成23年度 創設 平成26年度 適用期限を2年間延長 平成28年度 福島県以外の措置率を見直したうえ適用期限を5年間延長 平成31年度 雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限り、平成30年度までと同水準の措置率として2年間拡充 令和2年度 事項要望 令和3年度 対象地域を沿岸地域等（特定復興産業集積区域の区域内）に重点化の上、3年間延長</p>																														